

就学援助（入学準備費）の入学前支給申請のお知らせ

富田林市では、令和9年4月にお子さまが富田林市立小学校に入学する保護者さまに、所得に関する審査の上で、就学援助制度の入学準備金を入学前に前倒して支給します。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件すべてに当てはまる方

- （１）令和9年(2027年)2月1日時点で富田林市に居住している方
- （２）お子さまが令和9年(2027年)4月に富田林市立小学校に入学予定の方
- （３）就学援助の要件に該当する方 所得に関する審査があります

※所得審査について、詳しくはこの案内の裏面をご確認ください。

※生活保護を受給している世帯は、就学援助の入学準備費は支給の対象外です。

支給予定額・支給時期

- 支給予定額（新小学1年生お一人につき）… 64,300円
- 支給時期・支給方法… 令和9年3月中旬頃に指定の保護者口座へ振込

支給を受けるためには、令和9年（2027年）1月に申請が必要です

- 申請期間 令和9年1月4日(月曜日)～29日(金曜日) 午後5時30分

- 申請方法 A・Bどちらかの方法で申請を行ってください。

A オンライン申請（WEB上のフォームから申請）

富田林市役所ホームページの入学準備費案内ページ（右二次元コード）内に
令和9年1月4日午前9時～ 申請フォームのURLを公開、受付開始します。
案内にしたがって、必要事項を入力してください。
※申請には受信可能なメールアドレスが必要です。
回答完了メールの送付をもって受付とします。必ず受取を確認してください。



富田林市役所
ホームページ
入学前支給案内
二次元コード

B 窓口申請 ※窓口は午後5時に受付終了します。

申請期間中、富田林市役所4階「30」番窓口 教育指導室で申請を受付します。
期間中、申請書を窓口を設置しますので、直接窓口で申請書を記入、提出してください。

- 申請時に必要なもの ※令和8年度現在小学校・中学校に在籍中の上のきょうだいがいない場合
認定となった場合に振込を希望する保護者名義の口座の口座情報・名義の確認できる
通帳もしくはキャッシュカード（写し可、オンライン申請の場合は画像データ）

（裏面に続きます）

【令和8年度現在 小学校・中学校に在籍中の上のきょうだいがいる方 のみご確認ください】

■ 上のきょうだいが令和8年度就学援助を申請している

就学援助申請と同じ口座に振り込むため、入学準備金申請時、口座情報の提出は不要です。（申請は必要です。） ただし、学校長払いを選択している場合は、保護者口座情報を提出する必要があります。

■ 上のきょうだいが令和8年度就学援助の申請をしていない 就学援助制度の詳細 →

入学前支給申請とは別に、上のきょうだいの令和8年度就学援助の申請を行ってください。



所得審査について

○ 所得審査の対象となる範囲 令和9年2月1日時点で新入学児童と同住所に住民票のある方

住所が同じ場合は、住民票上の世帯を分けていても、原則審査対象に含まれます。なお、児童の父母については、単身赴任中などで別住所に住民票がある場合も審査対象に含みます。（二世帯住宅で光熱水費の請求が別の場合、敷地内に建物が複数ある場合は申請時に申し出てください。）

○ 所得審査の対象となる所得・所得審査の基準

所得審査の対象となる方全員の 令和7年1月～12月の総所得金額の合計 が、同住所に住民票がある人の人数・年齢から算出される 認定基準額（下の表参照）以下の方が認定になります。

総所得金額について（給与所得者の場合）
〔 令和7年分源泉徴収票 「支払金額」右横「給与所得控除後の金額」をご確認ください。 〕
〔 参考例 「支払金額」 2,680,000 円の場合、「給与所得控除後の金額」は 1,796,000 円 〕

◆ 認定基準額目安表（令和7年度実績） 基準額は申請者ごとに算出されるため、金額には変動があります。

同住所に住民票がある人数 （新入学児童・幼児含む）	2人	3人	4人	5人	6人
認定基準額（目安）	約 194 万円	約 240 万円	約 269 万円	約 292 万円	約 336 万円

※ 表は目安です。総所得金額の合計が表の金額を上回る場合でも、審査を希望する方は申請してください。

※ 富田林市に所得情報がない場合、審査結果を確定することができず、支給ができません。税制上の扶養に入っている方を除き、収入がない場合も令和7年中の所得の申告を必ずすませておいてください。

令和8年1月2日以降に市外から転入した方、単身赴任中などで父母の住民票が市外にある方

富田林市では所得情報の確認ができないため、審査を受けるためには令和8年度所得証明書を教育指導室に提出いただくか、マイナンバーを提出し、以前の住所地への所得照会に同意いただく必要があります。

※今回（令和9年1月）に入学準備金支給の申請を行わなかった場合・不認定となった場合

入学後に申請が開始される令和9年度就学援助を当初申請期間（例年4月の1学期始業式～5月15日頃）に申請し、認定となった場合は、8月末頃に新入学学用品費として同額を支給します。

（注）1月広報に申請開始のお知らせを掲載します。個別家庭への申請書の郵送など直接のご案内は行っておりませんので、支給申請を希望される方は申請可能期間にご注意ください。